

消 防 国 第 2 号
平成16年9月17日

各 都 道 府 県 知 事 殿

消 防 庁 次 長

指定地方公共機関の指定に係る留意事項について

「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成16年政令第276号）が平成16年9月17日に施行され、改正後の「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令」（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）第3条第1号から第39号まで及び同条第40号の規定による内閣総理大臣公示（平成16年9月17日公示）により、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第2条第6号に規定する指定公共機関が指定され、政府における指定公共機関の指定に関する基本的考え方等について、別紙のとおり「指定公共機関の指定及び指定地方公共機関の指定について（通知）」（平成16年9月17日閣副安危第486号内閣官房内閣審議官通知。以下「内閣官房通知」という。）が通知されました。

また、同日から、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年6月18日法律第112号。以下「国民保護法」という。）が施行されました。

これらを踏まえて、指定地方公共機関の指定に係る留意事項について、別添のとおり通知します。

おって、貴都道府県内の市町村及び消防機関等に対しても、周知されるようお願いいたします。

第一 指定地方公共機関の指定について

1 指定地方公共機関の対象事業者の選定について

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置を的確かつ迅速に実施することができるよう、国民保護法の施行に併せて、別紙中別添1及び別添2に掲げられた機関又は法人が、これらの措置を実施する事態対処法第2条第6号に規定する指定公共機関（以下「指定公共機関」という。）として指定を受けました。

また、別紙のとおり、内閣官房通知が通知されました。

指定地方公共機関は、国民保護法第2条第2項において、「都道府県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの」とされています。

このように、指定地方公共機関の対象事業者は指定公共機関と共通している点が多いことから、内閣官房通知の基本的な考え方を参考に、各都道府県の地域の実情等を踏まえて必要な指定地方公共機関を指定していただくようお願いします。

なお、指定地方公共機関に求められる国民の保護のための措置として国民保護法において規定されているものは、別紙中別添3のとおりですので、これらを踏まえ、国民の保護のための措置の実施につき必要な措置が講じられることとなるよう、地域の実情等を踏まえて指定していただくようお願いします。

2 指定公共機関と指定地方公共機関の関係について

指定公共機関として指定を受けた機関又は法人を指定地方公共機関として重ねて指定することについては、内閣官房通知にあるとおり回避されるべきと考えられますから、原則として、指定公共機関としての指定を受けた機関又は法人は、指定地方公共機関として指定すべきではないと考えています。

3 事業者団体を指定地方公共機関として指定することについて

いわゆる事業者団体については、指定公共機関としては指定されておりませんが、内閣官房通知にあるとおり、指定地方公共機関として、都道府県知事の判断により指定することは差し支えないと考えられますので、地域における国民の保護のための措置が円滑に実施されるよう、必要に応じ、事業者団体の指定地方公共機関としての指定について検討していただくようお願いします。

4 指定地方公共機関の指定の手續等について

(1) 指定の時期

指定地方公共機関については、国民保護法第38条第4項第7号及び第40条第4項第7号の規定により、都道府県及び市町村の国民保護協議会の委員として指定地方公共機関の役員又は職員を任命することができることとされています。当該協議会に役員又は職員を委員として任命することが予定される法人については、都道府県国民保護協議会の設置に支障が生じることのないよう、指定地方公共機関の指定準備を進める必要があることに留意していただくようお願いします。

(2) 意見の聴取

指定地方公共機関の指定に当たっては、国民保護法第2条第2項の規定により、「あらかじめ当該法人の意見を聴く」こととされています。

この意見聴取に当たっては、内閣官房通知に示されている国民保護法の趣旨を踏まえ、指定地方公共機関に求められる役割等について十分な説明を行い、理解を得るよう努めていただくようお願いします。

また、その際の意見聴取については、指定地方公共機関が指定を受けることの重要性を踏まえつつ、地域における各業種の実情等に応じて、各都道府県の知事が適正と認める手續により行っていただくようお願いします。

(3) 指定の手續

指定地方公共機関を指定する手續についても、法律上その方式に関する定めはないことから、指定公共機関の指定が政令及び公示により行われていることや、各都道府県における災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく指定地方公共機関の指定手續との均衡を踏まえつつ、各都道府県の知事が適正と認める手續により行っていただくようお願いします。

(別紙)
閣副安危第 486 号
平成 16 年 9 月 17 日

各省庁国民保護法制関係局長 殿

内閣官房内閣審議官
(国民保護法制担当)

指定公共機関の指定及び指定地方公共機関の指定について (通知)

「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成 16 年政令第 276 号)が平成 16 年 9 月 17 日に施行され、改正後の「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令」(平成 15 年政令第 252 号。以下「事態対処法施行令」という。)第 3 条第 1 号から第 39 号まで及び同条第 40 号の規定による内閣総理大臣公示(平成 16 年 9 月 17 日公示)により、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成 15 年法律第 79 号。以下「事態対処法」という。)第 2 条第 6 号に規定する指定公共機関が指定された。

また、同日から、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成 16 年 6 月 18 日法律第 112 号。以下「国民保護法」という。)が施行された。

これらを踏まえ、指定公共機関の指定に関する基本的考え方、指定地方公共機関の指定に関する留意事項等について、別添のとおり通知するので、貴職におかれては、これらの事項に十分配慮して国民保護法を運用されるとともに、貴職の所管する関係機関等にも、必要事項を周知されるようお願いする。

1 指定公共機関の指定について

(1) 指定公共機関の指定

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置を的確かつ迅速に実施することができるよう、この度、国民保護法の施行と合わせて、これらの措置を実施する事態対処法第2条第6号に規定する指定公共機関（以下「指定公共機関」という。）として、別添1及び別添2に掲げられた機関又は法人が指定を受けたものである。

(2) 指定公共機関を指定した際の基本的な考え方

指定公共機関の指定に際して対象事業者を選定する上での基本的な考え方は、次のとおりである。

① すべての事業に通ずる対象事業者の選定の考え方

国民保護法における指定公共機関制度の趣旨が、武力攻撃事態下において、国や地方公共団体のみでは実施することが困難な措置を実施する民間事業者をあらかじめ指定するものであることから、経営状況等からみて国民の保護のための措置を確実に実施することができると思われる機関又は法人について、次のような事項を勘案しつつ、その業務の公共性の度合いや災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく指定公共機関の指定の状況を参考としながら、個別の事業者の意見を聞いて選定したものである。

- イ 事態対処法第2条第6項の要件（公共的機関及び公益的事業を営む法人であること。）に該当すること。
- ロ 当該機関又は法人の業務が、国民保護法に基づき実施することが想定される国民の保護のための措置の内容との関連性が保たれていること。
- ハ 当該機関又は法人が行う業務の影響が、原則として一の都道府県を超えるような広域にわたること。
- ニ 当該機関又は法人が一般の民間事業者である場合には、その行う国民の保護のための措置に係る業務の規模が当該業種において相当の規模と認められること。

② 各業種ごとの特性

対象事業者を選定する際に、各業種ごとに着目した特徴的な事項は次のとおりである。

- イ 災害研究機関：武力攻撃災害の防除、軽減又は復旧に関する知見
- ロ 電気事業者：供給区域の広域性
- ハ ガス事業者：供給区域の広域性
- ニ 運送事業者：その行う運送の広域性（航路、営業所の配置等）及び輸送事業用施設（路線、船舶、事業用自動車等）の状況
- ホ 電気通信事業者：業務区域の広域性、その設置する電気通信回線設備
- ヘ 放送事業者：放送対象地域の広域性、放送の斉一性・速報性の確保

2 指定地方公共機関の指定について

(1) 指定地方公共機関の対象事業者の選定について

指定地方公共機関は、国民保護法第2条第2項において、「都道府県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの」とされている。

このように、指定地方公共機関の対象事業者の種類などは指定公共機関とある程度共通していることから、上記1(2)の指定公共機関を指定した際の基本的な考え方を参考に、各都道府県の地域の実情等を踏まえて指定されることが想定される。

参考までに、指定地方公共機関に求められる国民の保護のための措置として国民保護法において規定されているものを列挙すると別添3のとおりである。指定地方公共機関は、指定を受ける事業者により実施されるべきこれらの措置と、国及び地方公共団体並びに指定公共機関によりその地域において実施されることが見込まれる措置とが相まって、その地域における国民の保護のための措置の実施につき万全の措置が講じられることとなるよう、各都道府県の知事の判断により、地域の実情等を踏まえて指定されることとなるものと考えられる。

(2) 指定公共機関と指定地方公共機関の関係について

都道府県知事又は市町村長が、その管轄する区域内において国民保護法に基づき国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請等を行おうとする場合、その行うことができる要請等は、指定公共機関に対するものと指定地方公共機関に対するものとは異なる。したがって、指定公共機関として指定を受けている機関又は法人を、指定地方公共機関として重ねて指定する意義は乏しい。

一方、国民保護法上、指定公共機関が重ねて指定地方公共機関として指定された場合は、そのそれぞれの立場において国民の保護のための業務計画の作成等を行うことが法律上は必要となり、当該機関又は法人にとって多大な負担となることが懸念される。また、指定地方公共機関として重ねて指定を受けたことにより、国民保護法の運用上も、当該機関又は法人において情報の混乱や負担をもたらすことも懸念される。

これらのことから、原則として、指定公共機関としての指定を受けた機関又は法人を指定地方公共機関として重ねて指定することは、回避されるべきと考えられる。

(3) 事業者団体を指定地方公共機関として指定することについて

指定公共機関としての指定を受けた機関又は法人には、いわゆる事業者団体は、実際に国民保護法に基づく国民の保護のための措置を実施する者ではないことから含まれていない。

他方、都道府県においては、指定公共機関の場合と異なり、業種によっては、その業務につき相当の規模や業務区域をもたない事業者がほとんどである場合や、小規模経営者や個人事業者にも一定の国民の保護のための措置を求めなければならない場合なども想定される。

指定地方公共機関の指定については、都道府県知事の裁量に広く委ねられているこ

とから、上述のような地域の実情に応じて、例えば事業者との連絡等を行う者として、事業者団体等を指定地方公共機関として指定することもあり得るものと想定される。

(4) 指定地方公共機関の指定の手續等について

① 指定の時期

指定地方公共機関は、指定を受ける事業者により実施されるべき国民の保護のための措置により、各都道府県の作成する国民保護計画において必要と見込まれる国民の保護のための措置の実施について万全の措置が講じられるかを考慮して指定されるものと解される。したがって、指定の時期としても、通常はこうした考慮がなされるべき時期において行われることが想定される。

他方において、国民保護法第 38 条第 4 項及び第 40 条第 4 項においては、都道府県及び市町村の国民保護協議会の委員として指定地方公共機関の役員又は職員を任命することができることとされている。

これらのことから、当該協議会に委員として任命することが予定される法人について、都道府県の国民保護計画の作成時期等にかかわらず指定地方公共機関に指定することは、差し支えないと考えられる。

② 意見の聴取

指定地方公共機関の指定に当たっては、国民保護法第 2 条第 2 項の規定により、「あらかじめ当該法人の意見を聴く」こととされている。

これは、指定地方公共機関としての指定を受けた法人は、国民保護法第 3 条第 3 項の規定に基づき、その業務について国民の保護のための措置を実施する責務を負うことになることから、指定に当たっても慎重な手續を求めたものである。

したがって、指定に際して法人の意見を聴くに当たっても、指定地方公共機関に求められる役割等について十分な説明を行い、理解を得るよう努めることが想定されている。

また、この意見の聴取については、法律上その方式に関する定めはないことから、指定地方公共機関が指定を受けることの重要性を踏まえつつ、地域における各業種の実情等に応じて、各都道府県の知事が適当と認める方法により行うこととなるものと考えられる。

③ 指定の手續

指定地方公共機関を指定する手續についても、法律上その方式に関する定めはないことから、指定公共機関の指定が政令及び公示により行われていることや、各都道府県における災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定手續との均衡を踏まえつつ、各都道府県の知事が適正と認める手續を執ることとなるものと考えられる。

政令第 号

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（指定公共機関）

第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人海上技術安全研究所
- 二 独立行政法人海上災害防止センター
- 三 独立行政法人建築研究所

- 四 独立行政法人原子力安全基盤機構
- 五 独立行政法人港湾空港技術研究所
- 六 独立行政法人国立病院機構
- 七 独立行政法人産業技術総合研究所
- 八 独立行政法人消防研究所
- 九 独立行政法人情報処理推進機構
- 十 独立行政法人情報通信研究機構
- 十一 独立行政法人森林総合研究所
- 十二 独立行政法人水産総合研究センター
- 十三 独立行政法人土木研究所
- 十四 独立行政法人農業工学研究所
- 十五 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構
- 十六 独立行政法人放射線医学総合研究所

- 十七 独立行政法人北海道開発土木研究所
- 十八 独立行政法人水資源機構
- 十九 日本銀行
- 二十 日本赤十字社
- 二十一 日本放送協会
- 二十二 日本郵政公社
- 二十三 首都高速道路公団
- 二十四 日本道路公団
- 二十五 阪神高速道路公団
- 二十六 本州四国連絡橋公団
- 二十七 関西国際空港株式会社
- 二十八 中部国際空港株式会社
- 二十九 成田国際空港株式会社

三十 核燃料サイクル開発機構

三十一 日本原子力研究所

三十二 北海道旅客鉄道株式会社

三十三 四国旅客鉄道株式会社

三十四 九州旅客鉄道株式会社

三十五 日本貨物鉄道株式会社

三十六 東京地下鉄株式会社

三十七 日本電信電話株式会社

三十八 東日本電信電話株式会社

三十九 西日本電信電話株式会社

四十 次に掲げる事業者のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの

イ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者及び同

項第四号に規定する卸電気事業者

ロ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定する一般ガス事業者であつて、供給区域内におけるガスメーターの取付数その他の事項からみて、その営む同条第一項に規定する一般ガス事業によるガスの供給が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるもの（供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）

ハ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三条第一項の許可を受けた同法第八条第一項に規定する一般旅客定期航路事業者であつて、主として長距離の旅客輸送の需要に応ずる同法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営むもの

ニ 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項の許可を受けた同法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者及び同法第九条の二第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（これらの事業者の経営する同法第三条第一号イ及びロに規定する一般旅客自動車運送事業が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）

ホ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第一百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者であつて、その経営する同法第二条第十六項に規定する航空運送事業がその運航する航空機の型式その他の

事項からみて主として長距離の大量輸送の需要に応ずるものと認められるもの

へ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者であつて、その経営する同法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業による円滑な輸送が確保されないことが一 の都道府県の区域を越えて利用者の利便に影響を及ぼすものと認められるもの

ト 内航海運業法（昭和二十七年法律第五百十一号）第七条第一項に規定する内航海運業者であつて、

同法第八条第一項に規定する船舶により同法第二条第二項に規定する内航運送をする事業を営むもの

チ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者であつて、その経営する同法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業がその営業所その他の事業場の数及び配置、事業用自動車の種別及び数その他の事項からみて全国的な規模の貨物の輸送需要に応ずるものと認められるもの

リ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の登録を受けた同法第二条第五号に規定する電気通信事業者（業務区域が一 の都府県の区域内にとどまるものを除く。）

ヌ 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者（その行う

放送に係る同法第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域が一の都道府県の区域内にとどまるもの及び同法第五十二条の四第一項に規定する有料放送を専ら行うものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）の施行の日（平成十六年九月十七日）から施行する。

（調整規定）

- 2 この政令の施行の日が海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十一号）の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第三条第四十号トの規定の適用については、同号ト中「第七条第一項」とあるのは「第七条」と、「同法第八条第一項に規定する船舶」とあるのは「不特定多数の荷主に係る物品の運送に従事する船舶」と、「第二条第二項に規定する内航運送をする事業」とあるのは「第二条第三項に規定する内航運送業」とする。

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第四十号の規定に基づき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第六号に規定する指定公共機関を次のとおり指定したので公示する。

平成十六年九月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 沖縄電力株式会社
- 二 関西電力株式会社
- 三 九州電力株式会社
- 四 四国電力株式会社
- 五 中国電力株式会社
- 六 中部電力株式会社

- 七 東京電力株式会社
- 八 東北電力株式会社
- 九 北陸電力株式会社
- 十 北海道電力株式会社
- 十一 電源開発株式会社
- 十二 日本原子力発電株式会社
- 十三 大阪瓦斯株式会社
- 十四 西部瓦斯株式会社
- 十五 東京瓦斯株式会社
- 十六 東邦瓦斯株式会社
- 十七 大島運輸株式会社
- 十八 オーシャン東九フェリー株式会社
- 一九 株式会社ダイヤモンドフェリー

- 二十 株式会社マリネクスプレス
- 二十一 株式会社名門大洋フェリー
- 二十二 関西汽船株式会社
- 二十三 商船三井フェリー株式会社
- 二十四 新日本海フェリー株式会社
- 二十五 太平洋フェリー株式会社
- 二十六 阪九フェリー株式会社
- 二十七 東日本フェリー株式会社
- 二十八 ジェイオール九州バス株式会社
- 二十九 ジェイオール四国バス株式会社
- 三十 ジェイオール東海バス株式会社
- 三十一 ジェイオールバス関東株式会社
- 三十二 ジェイオールバス東北株式会社

- 三十三 ジェイ・オール北海道バス株式会社
- 三十四 中国ジェイオールバス株式会社
- 三十五 西日本ジェイオールバス株式会社
- 三十六 小田急バス株式会社
- 三十七 神奈川中央交通株式会社
- 三十八 近鉄バス株式会社
- 三十九 京王電鉄バス株式会社
- 四十 京成バス株式会社
- 四十一 京阪バス株式会社
- 四十二 京浜急行バス株式会社
- 四十三 国際興業株式会社
- 四十四 西武バス株式会社
- 四十五 東急バス株式会社

- 四十六 東都観光バス株式会社
- 四十七 東武バスセントラル株式会社
- 四十八 南海バス株式会社
- 四十九 日本交通株式会社
- 五十 阪急バス株式会社
- 五十一 三重交通株式会社
- 五十二 名阪近鉄バス株式会社
- 五十三 佐川急便株式会社
- 五十四 西濃運輸株式会社
- 五十五 日本通運株式会社
- 五十六 福山通運株式会社
- 五十七 ヤマト運輸株式会社
- 五十八 エアーニッポン株式会社

- 五十九 株式会社ジヤルエクスプレス
- 六十 株式会社日本航空インターナショナル
- 六十一 株式会社日本航空ジャパン
- 六十二 スカイネットアジア航空株式会社
- 六十三 スカイマークエアラインズ株式会社
- 六十四 全日本空輸株式会社
- 六十五 日本トランスオーシャン航空株式会社
- 六十六 北海道国際航空株式会社
- 六十七 東海旅客鉄道株式会社
- 六十八 西日本旅客鉄道株式会社
- 六十九 東日本旅客鉄道株式会社
- 七十 小田急電鉄株式会社
- 七十一 近畿日本鉄道株式会社

- 七十二 京王電鉄株式会社
- 七十三 京成電鉄株式会社
- 七十四 京阪電気鉄道株式会社
- 七十五 京浜急行電鉄株式会社
- 七十六 相模鉄道株式会社
- 七十七 西武鉄道株式会社
- 七十八 東京急行電鉄株式会社
- 七十九 東武鉄道株式会社
- 八十 名古屋鉄道株式会社
- 八十一 南海電気鉄道株式会社
- 八十二 西日本鉄道株式会社
- 八十三 阪急電鉄株式会社
- 八十四 阪神電気鉄道株式会社

- 八十五 井本商運株式会社
- 八十六 川崎近海汽船株式会社
- 八十七 近海郵船物流株式会社
- 八十八 栗林商船株式会社
- 八十九 琉球海運株式会社
- 九十 エヌ・テイ・テイ・コミュニケーションズ株式会社
- 九十一 KDDI株式会社
- 九十二 日本テレコム株式会社
- 九十三 株式会社エヌ・テイ・テイ・ドコモ
- 九十四 株式会社エヌ・テイ・テイ・ドコモ関西
- 九十五 株式会社エヌ・テイ・テイ・ドコモ九州
- 九十六 株式会社エヌ・テイ・テイ・ドコモ四国
- 九十七 株式会社エヌ・テイ・テイ・ドコモ中国

- 九十八 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海
- 九十九 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北
- 百 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸
- 百一 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道
- 百二 ボーダフォン株式会社
- 百三 朝日放送株式会社
- 百四 株式会社テレビ朝日
- 百五 株式会社テレビ東京
- 百六 株式会社東京放送
- 百七 株式会社フジテレビジョン
- 百八 株式会社毎日放送
- 百九 関西テレビ放送株式会社
- 百十 中京テレビ放送株式会社

- 百十一 中部日本放送株式会社
- 百十二 東海テレビ放送株式会社
- 百十三 名古屋テレビ放送株式会社
- 百十四 日本テレビ放送網株式会社
- 百十五 讀賣テレビ放送株式会社
- 百十六 大阪放送株式会社
- 百十七 株式会社ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ
- 百十八 株式会社日経ラジオ社
- 百十九 株式会社ニッポン放送
- 百二十 株式会社文化放送
- 百二十一 東海ラジオ放送株式会社

指定地方公共機関に求められる国民の保護のための措置

- 1 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、警報又は警報の解除の通知及び避難の指示及び避難の指示の解除の通知を受けたとき並びに緊急通報の通知を受けたときは、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかに、その内容を放送しなければならないこと。(第 50 条第 2 項、第 51 条、第 57 条、第 101 条)
- 2 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、都道府県知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったとき及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならないこと。
また、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するため必要な措置を講じなければならないこと。(第 71 条第 2 項、第 79 条第 2 項、第 135 条第 1 項)
- 3 電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備の臨時的設置について、都道府県知事が行う救援に対して必要な協力をするよう努めなければならないこと。
また、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び国民の保護のための措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければならないこと。(第 78 条、第 135 条第 2 項)
- 4 電気事業者及びガス事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならないこと。(第 134 条第 1 項)
- 5 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である地方公共団体及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならないこと。(第 134 条第 2 項)
- 6 日本郵政公社並びに一般信書便事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便を確保するため必要な措置を講じなければならないこと。(第 135 条第 3 項)

- 7 病院その他の医療機関である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講じなければならないこと。(第 136 条)

- 8 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理しなければならないこと。(第 137 条)